

令和8年度4R 推進普及啓発企画運營業務委託に係るプロポーザル実施要領

【1】 事業の概要

1 事業名

令和8年度4R 推進普及啓発企画運營業務委託

2 事業目的

大分市では限りある資源を有効に使う「循環型社会」の構築に向けた取り組みとして、「4R」 Refuse（リフューズ・発生回避） Reduce（リデュース・発生抑制） Reuse（リユース・再使用） Recycle（リサイクル・再資源化）を推進している。ごみの減量・リサイクルを進めるためには、市民・事業者・行政が4Rを認識し、それぞれの役割と責務を自覚し、一体的に4Rに取り組むことが必要である。

また、令和7年度より燃やせるごみに混入しているリサイクル可能な紙類を救う運動「捨てんし大分！」が始動した。「紙類」は排出量が減少する一方、燃やせるごみへの混入割合が資源物の中で最も高い現況にある。燃やせるごみに混入する「紙類」を適正に分別することで「紙類」のリサイクル率の向上と燃やせるごみの減量化を目指すため、市民に広く周知をすることが必要である。

本事業では、市民に対し、4Rを意識したライフスタイルへの転換を促し、共感を得られるような企画を提案・実施することにより、4Rの普及・啓発を図るとともに、家庭ごみの減量を図ることを目的とする。

3 事業内容

4Rについて、より幅広い年代への周知・啓発が可能な企画、また、4Rのライフスタイルへの転換を促し、共感を得られるような効果的な取り組みの提案、実施。

- (1) 4Rの認知度向上を図るとともに、4Rおよび「捨てんし大分！」の取り組みを提案し、実施する。
- (2) SNSやマスメディア等の各種広報媒体を活用し、4Rや「捨てんし大分！」の取り組み等に関する情報発信を行う。
- (3) 大分市ごみ減量・リサイクル推進イメージキャラクター「リサイクルン」の公式 SNS（Instagram・X）アカウントにおける画像およびリール動画の制作と投稿を行う。
- (4) SNSフォロワー数およびエンゲージメント数の向上を図るため、創意工夫を行い、効果的な施策を提案・実施する。
- (5) 事業による周知・啓発の効果や、4Rおよび「捨てんし大分！」等の認知度・実践度に関する調査を行う。
- (6) 食品ロス削減・生ごみ減量の普及を目的とする「3きり運動」を家庭内でも実践してもらうため、大分市在住の親子を対象とした「食べきり使いきりクッキング」の企画・立案・運営を行う。

4 提案上限額

上限額：2,700,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6 委託業務期間

契約締結日（令和8年6月中旬予定）から令和9年3月31日まで

【2】プロポーザルに係る事項

1 参加資格要件

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

2 担当部局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎4階

環境部 環境政策課 循環型社会推進担当班 担当者：鹿嶋・末光

TEL：097-537-5687（直通） FAX：097-534-6252 メール：kansei2@city.oita.oita.jp

3 仕様書の交付

①交付期間 公告日から令和8年5月7日（木）17時15分まで

②交付場所 担当部局

③交付方法 交付場所で受け取り、もしくは「大分市ホームページ」からダウンロードすること。

大分市ホームページ URL <http://www.city.oita.oita.jp>

※交付場所で受け取りの場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）

4 参加表明書提出

- ①提出期限 令和8年5月7日（木）17時15分（必着）
- ②提出場所 担当部局
- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）
- ④提出書類 参加表明書（様式第1号）正本1部

5 プロポーザルに関する質問および回答

（1）質問

- ①受付期間 公告日から令和8年5月7日（木）17時15分（必着）
- ②質問方法 質問書（様式第2号）により、電子メールにて受け付ける。
電子メール：kansei2@city.oita.oita.jp
※送信時、件名に「プロポーザル質問」を付けること。
※送信後に、環境政策課まで送信した旨の電話連絡をすること。
※質問は参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

（2）回答

- ①回答日 令和8年5月11日（月）
- ②回答方法 質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

6 提案の辞退について

提案を辞退する場合は、その旨を文書に記載して提出すること。なお書式は自由であるが、会社名及び代表者名を記載すること。

- ①提出期限 令和8年5月19日（火）17時15分（必着）
- ②提出場所 担当部局
- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）

7 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和8年5月19日(火) 17時15分(必着)
- ②提出場所・送付先
担当部局、電子メール：kansei2@city.oita.oita.jp
- ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による書面提出とともに、電子メールによるPDFデータの送付を行うこと。
※持参の場合は8時30分～17時15分(土日、祝日を除く。)
- ④提出書類 以下のものについて、正本1部、副本1部、およびPDFデータ
ア. 企画提案書
イ. 見積内訳書
ウ. 業務実施体制及び予定業務担当者経歴(様式第3号)
エ. 事業実績書(様式第4号)
(留意事項)
- ・書面の企画提案書は、A4版の両面印刷を原則とする。
 - ・提案書の表紙にタイトル「令和8年度4R推進普及啓発企画運營業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を明記すること。また、裏表紙の裏側に提案書担当窓口を記載すること。
 - ・メールの件名は「【企画提案書等】令和8年度4R推進普及啓発企画運營業務(会社名)」とすること。
 - ・提出期限までに書面およびPDFデータの両方が提出されない場合は、提案辞退とみなす。

8 選定方法

- (1) 選定委員会において、評価基準に基づき書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング審査により選定を行う。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者(以下「受託候補者」という。)を選定する。なお、受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、委員の多数決により選定する。
- (4) 選定結果は参加者すべてに通知する。

9 審査(書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査)

審査については下表の評価基準を用いて、書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

- ①実施日時 令和8年5月28日(木)
- ②実施場所 大分市役所 議会棟 3階 第4委員会室
※詳細な時間については、後日別途連絡
- ③実施方法 書類審査 事前提出分を審査
プレゼンテーション・ヒアリング審査 1者あたり持ち時間 30分(発表15分、質疑応答15分)

- ④出席者 1 提案者につき 3 名まで（業務責任者となる予定の者は必ず出席すること）
- ⑤留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、スクリーンや電源は大分市が用意するが、パソコン、プロジェクター、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、提案者が用意すること。また、機器等を使用する場合は、電源の個数等を事前に打合せること。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

書類審査

評価項目	評価基準	配点	評価点				
			A 特に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る
1. 事業実績	類似事業の実績が十分にあるか	10 点	10	8	6	4	2
2. 業務実施体制	業務実施体制及び担当者の実績が充実しているか	10 点	10	8	6	4	2
合計		20 点					

プレゼンテーション・ヒアリング審査

評価項目	評価基準	配点	評価点				
			A 特に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る
1. 企画提案	趣旨が理解され、提案内容に魅力、独創性、斬新性があるか	20 点	20	16	12	8	4
2. 実現性	知識、経験に裏付けられた、説得力のある実現可能な提案であるか	20 点	20	16	12	8	4
3. 事業効果	事業実施後の効果が見込まれるか (認知度向上・市民からの共感・ごみの減量)	20 点	20	16	12	8	4
4. 事業費	見積金額は適切に算定されており、企画内容を実現するために各経費が効率的に配分されているか	10 点	10	8	6	4	2
5. 総合評価	提案全体のバランスや内容が優れているか	10 点	10	8	6	4	2
合計		80 点					

10 選定結果の通知

- ①通知予定日 令和 8 年 6 月上旬を予定
- ②通知方法 郵送にて全参加者へ通知

1.1 受託者選定までのスケジュール

手 順	日 時
プロポーザルの公告	令和8年4月13日（月）
仕様書等の交付	令和8年4月13日（月）から 令和8年5月7日（木）17時15分まで
参加表明書の提出	令和8年5月7日（木）17時15分まで
質問書の提出	令和8年5月7日（木）17時15分まで
質問書に対する回答	令和8年5月11日（月）
企画提案書等の提出	令和8年5月19日（火）17時15分まで
書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年5月28日（木）
選定結果通知	令和8年6月上旬予定
本契約締結	令和8年6月中旬予定

1.2 契約に関する事項

(1) 業務内容の詳細

業務内容の詳細については企画提案書の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。

(2) 見積書の提出

プロポーザル選定委員会で選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経たうえで当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

1.3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

14 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、担当部局から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行う場合がある。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については大分市が定める。